

速報第3146号 R2.3.23発行 総務課 扱	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	2年・1定 予算特別委員会 3月19日	質 問 者	真下 紀子 議員 日本共産党 (旭川市)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
<p>一 教職員の働き方改革等について</p> <p>(一) 変形労働時間制導入の判断について</p> <p>まず、教職員の働き方改革等について伺います。昨年12月、安倍政権は一年単位の変形労働時間制を可能とする法案を強行成立させました。来年度以降道をはじめ各自治体で制度導入の是非が議論されると承知しております。</p> <p>本定例会にもいわゆる給特条例の一部改正案が提案されておりまして変形労働時間制導入に向けた取組の一環ですけれども教職員の業務量、勤務時間の削減なくして議論の前提は成り立ちません。</p> <p>国の方では、来年度中に各地方議会で関係条例案を提案をし議決をしていく予定のスケジュールを想定しているわけですけれども、個々の自治体や学校が変形労働時間制を導入するかは個々の判断に委ねるべきであります。各学校が導入するかどうかは毎年度ごとに決められるべきと考えますけれども、見解を伺います。</p>		<p>(服務担当課長)</p> <p>変形労働時間制についてであります。今般の給特法改正に伴います一年単位の変形労働時間制の導入につきましては、法施行が令和3年度でありまして、文部科学省から今後、中央教育審議会での審議を経て、省令の制定や指針の告示があるものと承知しております。</p> <p>道教委といたしましては、今後示される予定の省令等を踏まえまして、適切に対応してまいります。</p>		教職員課
<p>(再質)</p> <p>今お聞きしたのは、各市町村教育委員会の自治権を尊重して行くべきという質問だったのですが、その点についてはどうですか。</p>		<p>(教育部長)</p> <p>市町村教育委員会などの対応についてでございますけれども、市町村教育委員会につきましても、今後示される文部科学省からの省令の制定や指針の告示があるものと承知しておりまして、今後示される予定の省令等を踏まえて各市町村において適切に対応していくことと考えております。</p>		教職員課
<p>(二) アクションプランの効果について</p> <p>変形労働時間制導入の前提となる正確な勤務時間管理、それから残業ガイドラインが守られなければ導入は不可だということなどが国会でも議論されてきましたし、教育長もそのような見解を示されているものと承知しております。</p> <p>議案においても2018年3月に策定をしました「北海道アクション・プラン」の実施が適正な勤務時間管理を行う前提とされているわけです。アクション・プランの効果を道教委はどのように認識をされているのか、アクション・プランの実施によって、どれだけの勤務時間と業務量の削減を実現できたのか具体的な数値をお示し願いたいと思います。</p>		<p>(服務担当課長)</p> <p>アクション・プランの取組についてであります。アクション・プランに掲げる取組のうち、学校閉庁日を年9日以上実施している割合は、本年度100%を達成したところでありまして、こうした取組を通して、教員の業務削減や平準化などを着実に進めていくことが重要と認識しております。</p> <p>また、教員の勤務実態につきましては、昨年11月に調査を実施し、現在取りまとめ中でありまして、まとも次第、公表するとともに、各般の取組状況について検証してまいります。</p>		教職員課
<p>(意見)</p> <p>閉庁日の目標は本年度100%を達成しているということなんですね。これは簡単にそんなに達成できるものではないということを見ると、目標自体が低すぎたのではないかと考えるところです。</p>		<p>(教職員局長)</p> <p>教員の勤務実態についてであります。平成28年に実施した調査におきまして、在校等時間から所定の勤務時間を減じた時間が月45時間以内となっている教員の割合は、小学校で3割、中学校で2割、高等学校で4割、特別支援学校で6割にとどまっておりますが、令和元年度の状況につきましては、現在調査結果を取りまとめているところでございます。</p> <p>道教委といたしましては、アクション・プランに掲げる目標達成のため、民間コンサルタントからの提案を踏まえ作成しております業務改善の手引を活用し、新年度から研修会の開催や、モデル校を指定するとともに、幹部が直接個々の学校に出向くなどして、市町村教育委員会と共通認識を持ち、一体となって各種取組を実行しながら、教員の長時間勤務を縮減し、上限時間の範囲内となるよう努めてまいりたいと考えております。</p>		教職員課
<p>(再質)</p> <p>私はこの上限時間自体が多すぎると考えておりますけれども、2016年の調査では中学校では8割が未達成であります。今の道教委の答弁では色々な手法を使って効率化を目指すという答弁だったかと思</p>		<p>(教育長)</p> <p>教員の勤務時間の縮減についてでございますが、ただいま答弁したとおり民間コンサルタントの業務改善の手引、この中には様々な学校行事、あるいは地域との関係でこれまで取り組んできた伝統的な行事、そう</p>		教職員課

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>ますが、しかしそれは教育の現場では最も馴染まない方法ではないかと考えますが、こうした手法しか考えていないのか、そして達成の見通しは持っているのかどうか、お伺いいたします。</p> <p>(指摘) 私はちょっと違うと思いますよ。道教委だってこれまで地域の中で学校があるんだということを、学校と地域と一緒に頑張っていくのだと、おっしゃってきたのではないですか。それを外して、地域の様々な取組については外していくことは、教育本来の仕事にだけ特化するのだという言い方は、これは違うのではないかと。道教委がこれまで目指してきたものとも違いが出てくるのではないかと考えます。</p> <p>そうした中で、本当に地域で生きていく子供達が豊かな情操に恵まれて育っていくことができるのかどうなのか。やっぱりこのところも、何でも削減という立場ではなくて、きちんと教育課程の中に位置付けて、地域の協力を得るような、そういった立場に立つべきだと思いますし、そのために必要な人材、教職員を配置する必要があると考えておりますので、この点は指摘にとどめておきます。</p> <p>(四) 持ち帰り残業の調査について 残業を縮減していく、長時間勤務を解消していくということですが、現在でも教職員は持ち帰り残業を行っている実態があります。勤務時間の適正把握の中で、持ち帰り残業が更に広がることはあってはならないわけです。道教委として実態把握を行うべきと考えますが、調査を行う意思があるのかどうか伺います。</p> <p>(再質) 勤務時間の把握についても、何年も前から言ってきておりますが、実態把握しないで対策は考えられないわけですよ。だから実態把握するような調査でなければ何を、どうやってこの実態把握をして対策をとるのか。</p> <p>(再々質) 私はピンポイントで伺っているのです。持ち帰り残業の実態というのを調査する、把握されるのか。持ち帰り残業に特化して聞いています。</p> <p>(再々々質) 部長、調べないということですか。課長と同じ答弁を繰り返しましたけれども、調べないということですか。</p> <p>(指摘) その在校等時間というのがよくわからないですね。きちんと勤務している時間として認めるべきだと指摘しておきます。調査されるということですから、きちんと把握していただきたい。</p> <p>(五) 勤務時間の虚偽報告防止対策について 勤務時間の正確な把握のためにタイムカードをや</p>	<p>いったものの削減ですとか、本来学校が行う必要のない業務そういったものについて削減、こういったものも手引の中に書かれています。そういったものを活用しながら、教員が真にやらなければならない業務を厳選しながら進めて行く、そういったこと効率化と我々は呼んでいるわけでありましてけれども、そういったことを進めながら、見通しということになりますと、この条例を提案する以上、この時間の範囲内に収めるようにということ、精一杯頑張っていきたいと思っております。</p> <p>(服務担当課長) 業務の持ち帰りについてであります、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行うことは、厳に避けなければならないものであり、持ち帰り業務につきましては、行わないことが原則であります。</p> <p>まずは、校長等の管理職がしっかりと業務管理を行って、校内の業務の平準化を図り、業務の持ち帰りが生じない職場環境づくりに努めることが重要と考えております。</p> <p>(教育部長) 勤務時間の正確な把握についてでございますけれども、ただいま道教委におきまして勤務時間を客観的に把握するためのシステムを整備中でありまして、来年度の早い時期には全道立学校に導入する予定としておりまして、その結果については定期的に調査をしていきたいと考えているところでございます。</p> <p>(教育部長) 業務の持ち帰りについてでございますけれども、勤務時間の上限時間を遵守することをもって自宅に持ち帰って業務をすることは、厳に避けなければならないものでございまして、まずは、校長等の管理職がしっかりと業務管理を行い、校内の業務の平準化を図り、業務の持ち帰りが生じないように職場環境づくりに努めていきたいと考えております。</p> <p>(教育長) 在校等時間という中に、原則持ち帰らないということになっておりますので、場合によっては、その校長が認める範囲で在宅をするために持ち帰ることもあろうかと思っております。教員の勤務時間、在校等時間全体を把握する中で、場合によっては持ち帰り残業というものもあれば、それは把握されることになると思います。</p> <p>(服務担当課長) 勤務時間の把握についてであります、教育職員の</p>	<p>教 職 員 課</p> <p>教 職 員 課</p> <p>教 職 員 課</p> <p>教 職 員 課</p> <p>教 職 員 課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>つと導入して、来年度から全道で実施する予定と承知をしています。しかし、タイムカードを押した後も、職場に残って仕事を行わざるを得ない例があると、国会の方でも議論になりましたけれども、実際にあります。勤務時間の虚偽となるような報告はあってはならないと考えるわけですが、道教委として勤務時間の把握のために、どのような対策を講じるのか。</p>	<p>在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることは、あってはならないものと考えております。</p> <p>教育職員の在校等時間を正しく把握し、記録することは、管理職を含め、教職員全体の共通認識のもと、守っていかねばならない大前提でありまして、校長等の管理職研修はもとより、すべての教職員の研修の機会などを活用いたしまして、その趣旨をしっかりと周知してまいります。</p>	
<p>(意見) 趣旨を周知して、あってはならないのだと言うだけなら楽であって、実際はそうはなっていないから問題が出ているわけです。</p>		
<p>(六) 時短ハラスメントの防止について 国会における議論では、ガイドラインを守れないと分かった場合、途中でも変形労働時間制をやめると文科相は答弁しています。一方、業務が残っているにもかかわらず早く帰れと管理職から詰め寄られる時短ハラスメントも横行するということが危惧されているわけです。時短ハラスメント横行の危険性を道教委はどう認識しているのか。また、時短ハラスメントを防止するために具体的にどのように取り組むのか伺います。</p>	<p>(服務担当課長) ハラスメントの防止についてであります。上限の目安時間を守るためだけに、管理職等の指導により、持ち帰り業務などを行うことは、制度の趣旨に反するものであると考えております。</p> <p>道教委としましては、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、職員に対し上限時間のみを求めることがないよう教育職員の業務量の適切な管理等について校長等の管理職に対し指導を徹底してまいります。</p>	教 職 員 課
<p>(再質) あってはならないことがないのであれば、何も問題は生じないと繰り返して言っておりますけど、そう思いませんか。 今述べましたように、持ち帰り残業、それから勤務時間の正しくない報告、時短ハラスメントが実際に出来ない原因を道教委はどのように分析して、その上で対策を検討してきたのか、そして今後どう検討していくのか伺います。</p>	<p>(教育部長) 教職員の勤務時間についてでございますけれども、今現在、道教委におきましては、民間のコンサルタントと共同で働き方改革に関する手引を作成中でありまして、そうした取組の中で、学校における長時間勤務の原因がどういふものがあるのか、その改善方法について取りまとめている途中でありまして、そうした中で長時間勤務が生じる原因ですとか改善策についてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。</p>	教 職 員 課
<p>(意見) その民間コンサルに頼るということ自体が間違っていますよね。道教委の仕事は教育環境を整える、これが皆さんの仕事ではないのですか。それを出来なかったから今度は民間コンサルに知恵を借りるのだというのは本末転倒だと思うわけです。 ただ、分析して検討していくということなので、今回はこれで終わりにしておきますけれども、きちんとその結果を報告していただきたいと思えます。</p>		
<p>(七) 新年度予算における増員施策について 本定例会に、新年度における道立・市町村立の教職員の定数が今年度より357人も削減されて提案をされているわけです。教員を増やさなければいけないにもかかわらず、道教委の提案は働き方改革に逆行していると言わざるを得ません。道教委が教員の業務量軽減策として導入した事務補助職員について、新年度予算案においては、どのように増員をしようとしているのか、伺います。</p>	<p>(服務担当課長) スクール・サポート・スタッフの配置についてでございます。スクール・サポート・スタッフは、各学校におきまして、学習プリント等の印刷や配布、授業準備の補助などの業務を行い、教員の負担軽減に効果が期待できますことから、新年度は、本年より20人増員し、全道で87人の配置を予定しているところです。</p>	教 職 員 課
<p>(再質) 小中学校あわせて1,300校あるそうですけれども、20人の増員によってどれだけの業務改善が見込まれるのでしょうか。</p>	<p>(教育部長) スクール・サポート・スタッフの配置についてでございますけれども、スクール・サポート・スタッフにつきましては、いわゆる中・大規模校において配置をしているところでございます。そうしたところでは各種学習プリントなどの授業補助などの業務を行う教員の負担軽減につながっていると考えているところでございます。</p>	教 職 員 課
<p>(意見) ボリューム的には微々たるものだと思います。それは配置されれば改善されますが、それが、教員の残業を大きく引き下げる効果というのは見込めないのではないかと思います。</p>		
<p>(八) 教職員の拡充について 「教職員の働き方改革」を真剣に考えるのであれば、道教委のように教職員を自然減と称して削減し</p>	<p>(総務政策局長) 今後の進め方についてでございますけれども、学校における働き方改革を進め、教職員が子どもたち一人</p>	教 育 政 策 課

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>続けるのではなくて、抜本的に教職員を増やすことこそ行うべきでないでしょうか。根本問題は授業数に比例して2割も少ない教職員定数であって、教員は以前より莫大な業務をこなしている。こなさなければ終わらない。こういう状況が生まれているわけです。国だけではなくて道教委独自に教職員の拡充に向けた独自策、他の県では実施している所があるわけですから、道教委も実施してはいかかと考えますが、いかがですか。</p> <p>(意見) ここは局長ではなくて教育長から、しっかりと拡充するという答弁が出るものだと思っておりましたが、非常に残念です。今後は是非、北海道の未来を担う子どもたちを育てることに重きを置くのであれば、教職員の増員というものを是非表明していただきたいと思えます。</p>	<p>一人にしっかりと向き合い、きめ細かで質の高い教育を実現するためには、日々の業務や勤務時間を縮減する各般の取組を確実に行うことが大切であると認識しております。</p> <p>一方で、教職員定数の改善など、人的対応も大切であると認識しているところでございまして、これまで道教委では、国からの加配定数を効果的に活用しながら、指導体制の充実に努めてきたところであり、引き続き、全国都道府県教育委員会連合会などとも連携しながら、国に対して教職員定数の一層の改善を、強く要望してまいりたいと考えているところでございます。</p>	
<p>二 新型コロナウイルス感染症対策等について (一)感染が確認された学校の対応について PCR検査によって陽性判定された、児童と関係者の学校では、休校・消毒など、どのように対応したのか、まず伺います。</p>	<p>(健康・体育課長) 学校の対応についてでございますが、児童や学校関係者の感染が確認された学校と一定程度の濃厚接触者が発生した学校におきましては、保健所の指導のもと、校舎の消毒を実施し、発症した児童等が他の児童生徒等と最後に接触した翌日から起算して、14日目で休校といたしますほか、濃厚接触者が数名発生、又はその疑いのある場合には、消毒等のため、数日間休校とするなどの対応を行ったところでございます。</p>	健康・体育課
<p>(再質) この対応で、クラスターは形成されたりしていますか。</p> <p>適切な対応であったと評価されるものだと思います。</p>	<p>(健康・体育課長) その対応で、クラスターが発生したという情報は聞いておりません。</p>	健康・体育課
<p>(二)当初公立小中学校に一斉休校を限定した理由について 北海道は全国の中で、新型コロナウイルス感染症の発症が多くとされて、小学生と学校関係者から陽性者が出たことなどもあって、知事は一斉休校を設置者権限もないのに要請しました。 現場も保護者も対応で大変な大混乱をしまして、今も続いているわけです。 当初、知事と教育長は、道立高校の休校を決定せずに、市町村教委が設置者である小中学校と特別支援学校を対象としたわけです。なぜここに限定したのか、伺います。</p>	<p>(義務教育課長) 小学校等の臨時休校についてであります。道教委が市町村教育委員会に小・中学校の臨時休業を要請した2月26日時点では、本道の感染者が全国で最も多いことや、児童生徒、教育関係者への感染が相次いで発生したことから、感染拡大防止を図る目的で、道立の特別支援学校等の臨時休業を決定するとともに、小・中学校の臨時休業を要請したところでございます。 高校については、生徒自身が、手洗いや咳エチケットなどの感染症予防対策を行うなど、自分自身で健康管理できると判断し、臨時休業の対象としなかったところでございます。</p>	義務教育課
<p>(三)道立学校の休校判断に至る経過と根拠について その後、28日、総理から2日以降春休みまでの休校要請を受けて、春休み前までの休校を決定して通知をいたしました。子どもたちの健康、安全を第一に考えたという説明なんですけれども、詳細は別途通知で突然の判断であったわけです。準備期間もありませんでした。感染状況も含め、休校判断に至る経過と自主的判断の根拠をお示しいただきたいと思えます。一斉休校の必要性和、その効果のエビデンスについてもお示し願いたいと思えます。</p>	<p>(学校教育局長) 一斉臨時休業の必要性についてでございますが、国の専門家会議の「この1～2週間の動向が国内で急速に感染が拡大するかどうかの瀬戸際である」という見解や、国の一斉臨時休業の要請を踏まえ、道教委として、公立高校の臨時休業の検討を始めたところでございます。 こうした中、2月27日、28日には、道内の感染者が両日とも10名を超えるなど急増し、知事による緊急事態宣言が出されたことを受けまして、道教委として、本道における感染の拡大を防止するため、各公立高校に対し、2月28日付けで、3月2日からの休業を指示、要請したところでございます。 北海道での対策につきましては、本日示すとされており、国の専門家会議の見解において、複数の科学的な指標を用いて、対策の効果を判断するとされておりまして、この見解を注視してまいりたいと考えております。</p>	高校教育課

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(四) 発症リスクと休校による影響の検討・判断について</p> <p>インフルエンザ等の感染症の流行等に当たっては、学校現場では、手洗いとうがいの励行とともに、学級閉鎖や学校閉鎖という感染拡大対策、今でいうクラスター対策をやって効果をあげてきています。</p> <p>道も2月25日まではクラスター対策をとるとしながら、突然に方針変更をして、その根拠も明らかにしていない。こういうことが非常に問題だと考えるわけです。専門家会議の委員からも、一斉休校の必要性和効果について疑問が出ていたわけです。でも、そのことには耳を傾けなかった。</p> <p>特に北海道は、いつも広域分散型と言いますが、それが今回感染拡大にはメリットになっていると思うのです。面積が47都道府県中5番目に広い新潟県と、東北6県を合わせた面積より広大、かつ、人口密度も低い。市町村、あるいは、管内のエリア判断でもよかったのではないかと指摘もあるわけです。突然、一斉休校に判断を変えた理由、陽性者のいない学校における発症リスクと、休校による影響をどう検討して、判断したのか、お示し願いたいと思います。</p> <p>(指摘)</p> <p>28日には出ていたWHOの報告を読んだドクターが、「一斉休校の必要はなかった」というふうに言っています。</p> <p>(五) 放課後の対応と保護者への説明について</p> <p>国は、保育所や学童保育は原則開所を求めているわけです。今、保護者から不安の声があったといっていますけれども、この休校によって、学童保育はそもそも人手不足で大変な状態であって、学校よりも狭い部屋で密着度が高いため感染のリスクも高いという懸念もされています。</p> <p>しかし、放課後の子どもたちへの対応をどう考慮したのか。この開所を求めているわけですけれども、道教委としては、どのように考慮したのか。休校と学童保育の開所等の感染リスクに関して各学校・保護者に、どのような合理的説明をして、連絡したのか伺います。</p> <p>(再質)</p> <p>そうしますと学校の判断と乖離がありますよね。</p> <p>放課後児童クラブは低学年の子が多いわけですが、そこで感染のリスクがあるわけで、学校は感染のリスクが高いから一斉休校すると。</p> <p>だけど、放課後児童クラブでは、感染予防に留意して開所できるんだと。</p> <p>ここの整合性はどのようになっているんですか。</p> <p>(指摘)</p> <p>ちゃんと答弁されてませんね。</p> <p>一斉休校との整合がとれていないと指摘をしたんですけど、結局、学校や放課後児童クラブの社会的な機能維持が求められている訳ですよ。ところが学校の方は国から言われて一斉休校を決断してしまい、その社会的機能維持についての検討をしていなかったと言うことじゃないでしょうか。</p> <p>ここのところは聞きませんが、そういう指摘も次々上がってきていて、一斉休校という非常に強い判断というもののためには、しっかりとそのことを、影響を検討し判断した上でなければいけないものなんです、本来。それをやっちゃえと。こういうことは、やっぱりよくないと思います。知事が判断しようとしても、教育長がそこを留めると、待つてくださいと、準備の時間が必要ですよ、一言言うべきだったのではないかと思います。</p> <p>(六) 障がい児への配慮と対応について</p> <p>障がい児・保護者の団体から「一律休校の継続をやめ、各学校の個別の実情や地域の状況、障がいに対する合理的配慮に基づく判断と決定」などの要望が出ておりますけれども、これは当然のことと考え</p>	<p>(指導担当局長)</p> <p>臨時休業の判断についてでございますが、本道におきましては、全国初の児童の感染が確認されるなど、感染が拡大し、保護者からも不安の声が寄せられる中、国の要請を踏まえまして、子どもたちの健康と安全を守るためには、多くの児童生徒や教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに備えることが必要と判断いたしまして、全ての小・中学校、高校、特別支援学校等で臨時休業を行うよう、各市町村教育委員会に要請を行ったものでございます。</p> <p>(地域連携担当課長)</p> <p>放課後の子ども達への対応などについてであります。放課後児童クラブ等におきましては、厚生労働省が示したガイドラインに基づき、感染予防策を講じ、対応されているものと承知しております。</p> <p>また、学校の臨時休業に当たり、厚生労働省から、各市町村に対し、放課後児童クラブ等の開所が要請されており、開所にあたっては、感染の予防に留意し、子どもたちを受け入れるとともに、子どもたちを通わせる保護者に対しても、必要な説明が行われているものと考えおります。</p> <p>(教育長)</p> <p>学童保育、放課後児童クラブの設置に関しましては、政府において、保育の必要があるということから、これは、開所を要請されたと承知しております。そういった中でも感染リスクを抑えるということで、感染リスクの具体的な方法等について厚生労働省から通知がなされて、感染の予防を徹底しながら学童保育をしていたらいいという説明があったということでございます。</p> <p>(特別支援教育課長)</p> <p>障がいのある子どもたちへの対応についてでございますが、現在、感染の拡大防止の観点で、特別支援学校も含めて、春休み前日までの臨時休業を実施しておりまして、休業中の子どもたちの心身のケアと新学期</p>	<p>義務教育課 健康・体育課 高校教育課</p> <p>義務教育課</p> <p>義務教育課</p> <p>特別支援教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>ます。道教委は、どのように受け止めて、どのように改善しようとしているのか伺います。</p> <p>(指摘) 過度の負担になっているからこういう要望が出たわけで、現場の教職員の皆さんの御努力によって対応されていると思います。</p> <p>(七) 非常勤職員等の処遇などについて (八) 職員の休暇取得について 休校を求めるということになれば休業補償などの環境整備の対策を道教委の責任で同時に行うべきだったと考えます。公務職場の非常勤職員、寄宿舎に勤務する職員や給食にかかわる職員などの処遇は、雇用の種類によって不利益が生じてはならないわけですが、どのような扱いとなるのか。 併せて、職員が学校の休校による子どもの世話のために仕事を休む場合、「有給の特別休暇」を付与するよう、国から通知・連絡文書が出ておりますけど、どのように対応するのか、併せて伺います。</p> <p>(九) 過度な負担と必要性の説明について 一斉休校の判断の際、教育長は、緊急性と、教育現場の準備や混乱について、知事にどのように進言をされていたのでしょうか。この感染症は小・中学生の罹患率が低く、重篤化の事例も少ないため、一斉休校は感染リスクの少ない集団・世代に過度な負担となるとの指摘がありますけれども、そうは考えなかったのでしょうか。一般には、週末の外出自粛を求める一方、児童・生徒に対しては休校と外出制限、この違いを子どもと保護者にどう説明するのか、伺います。</p> <p>(指摘) ここが間違っているんですよ。 臨時休業中の児童生徒の対応は自ずと異なると、そんなことはないんです。感染予防対策というのは子どもであっても大人でも同じことをするんです。可能なことも同じなんです。 そのことをです、しっかりとわからないで、休業中だからといって厳しい規制を子ども達だけに強いる。 これが子ども達を窮屈にさせているんです。</p> <p>(十) 休校中の生活について 保護者や教育現場は、休校への急な対応に追われ</p>	<p>に向けた準備を目的に学校や地域の実情などに応じて、分散登校を行っておりますが、特別支援学校におきましては、分散登校に限らず、来校相談や家庭訪問などにより柔軟に対応することとしておりますほか、居住地に最寄りの学校でも来校相談を行うなど、きめ細かに支援を行うこととしていただいております。</p> <p>「北海道手をつなぐ育成会」など6団体から要望をいただきましたが、基本的には、要望に添った対応をしていると考えておりましたが、引き続き、子どもたちや保護者に過度の負担が生じないように配慮してまいりたいと考えております。</p> <p>(服務担当課長) 非常勤職員等の勤務の取扱いなどについてではありませんが、この度の学校の臨時休業に当たっては、各学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図り、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すことが必要であると認識をしております。 授業がない場合であっても、休業中の学校におきましては、例えば、非常勤講師の場合は授業準備、年度末の成績処理や児童生徒の家庭学習の支援、公務補の場合は、学校施設の修繕、給食調理員の場合は、給食調理場の清掃や消毒、寄宿舎指導員の場合は、寄宿舎の清掃などの業務に従事することが考えられますことから、職員と十分協議し同意を得た上で、弾力的に業務内容や勤務時間を変更するなどして、職員に不利益が生じないように取り扱っているところでございます。</p> <p>次に臨時休業に伴う特別休暇についてであります。新型コロナウイルス感染症に対応いたしました臨時休業の措置等を踏まえ、職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合や、新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校の臨時休業その他の事情によりまして、子の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合などには、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則に規定する災害事故休暇として取り扱っているところでございます。</p> <p>(教育長) 一斉臨時休業についてであります。2月21日に児童の感染、23日にスクールバス運転手、24日に教員など学校関係者に感染者が相次ぎ、その他の道内感染者も全道各地で発生していったことから、子どもたちの安全・安心のためには、全道一斉の臨時休業も止むなしと判断したところであり、この判断にあたって知事も十分協議したところであります。 道が要請した週末の外出自粛は、国の専門家会議の見解を受け、すべての道民の皆様に対し、お願いしているものであります。児童生徒の臨時休業中の行動は、一般の方々の行動とは自ずと異なるものであり、人の集まる場所への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう、保護者を通じてお願いをしているところでございます。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 1点目の休業中の生活についてでございますが、道</p>	<p>教 職 員 課 (総務課)</p> <p>義 務 教 育 課 健 康 ・ 体 育 課 高 校 教 育 課</p> <p>生 徒 指 導 ・ 学 校 安 全 課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>ながらも、協力して、大変努力をされているわけですから、長期に及んで先が見えないことで不安とストレスが高じてきています。休校から3週間以上たつて、知事は一般には週末だけの外出自粛協力を呼びかけていますが、子どもの遊び、学び、成長と健康についてどのような配慮をし、対応しているのでしょうか。</p> <p>放課後児童クラブの対応はあるものの、図書館や児童館、体育施設などが休みとなって、部活や外出も禁止ととらえられております。成人に対しては、週末だけの外出自粛要請である一方、緊急事態宣言と一緒に、一斉休校が一体に行われた強いメッセージによって、子どもたちが本当に不自由と窮屈を強いられております。週末対応は、児童生徒も同じなのか、伺いたいと思います。</p> <p>(十一) 休校中の外出等について 加えて知事は、10代から30代における不顕性感染のリスクを強調しましたが、そうすると対象となる高校生に対して、地域から、監視の目が向けられて、高校生の外出に対し、過剰な反応となっている情報が寄せられております。正しい情報に基づく発信をしていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>(意見) やっぱり、一般と同じ対応が必要だということですよ。あまり窮屈な思いをさせないということが重要だと思います。</p>	<p>教委では、この度の臨時休業が子どもにとって急に学校が休みになり、長期に及んでいることから、子どもの心身や学習のケア、新学期に向けた生活リズムを整えていくことを目的として、感染予防を徹底した上で、分散登校の実施を各市町村教育委員会にお願いしたところでございます。</p> <p>また、臨時休業中の生活について当初は、感染予防の観点から基本的に自宅で過ごすよう指導することを各市町村教育委員会及び学校に通知したところでありますが、その後、屋外での活動などは、感染リスクの低い活動であることについて周知したところでございます。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 2点目の臨時休業中の外出についてでございますが、3月2日に出された国の専門家会議による見解で、若年層は重症化する割合が非常に低く、症状の軽い人が気付かないうちに感染拡大に重要な役割を果たしてしまっていると考えられることから、10代から30代の若者世代に人が集まる風通しが悪い場所を避けるよう注意喚起が行われたところでございます。</p> <p>こうした見解を受けまして、10代後半である高校生に対しまして、臨時休業中は基本的に自宅で過ごし、外出する場合は、特に閉鎖空間や近距離で多くの人と会話する等の場所への立ち入りを避けるよう、学校を通じ指導しているところでございます。</p>	<p>生徒指導・ 学校安全課</p>
<p>(十二) 連絡と対策について 9日、道教委は分散登校の実施が必要と判断したということですが、同日、高校は期途通知するまで、実施しないと再通知をしております。生徒や保護者には、学校も保護者も朝令暮改の通知で大混乱となったわけです。道教委の判断が、生徒と保護者に大混乱と負担を強いたと考えますが、どのような判断のもとで変更したのか、伺いたいと思います。また、現場や保護者を省みていないと言わざるを得ないと思いますけれども、そのお考えを伺います。</p>	<p>(高校教育課長) まず分散登校についてであります。3月9日、分散登校に係る取扱いを各市町村教委等に発出したところでありますが、その際に、高校においては、生徒の通学が広範囲にわたることや、メール等での一定の指導が可能であること、また、高校生は休業から1週間しか経過していないことなどを考慮し、9日からの分散登校を見合わせることにしたところでございます。</p> <p>その後、3月16日以降からの分散登校を実施することについて、道教委として、道立高校等に対し、3月11日に通知し、現在、分散登校を行っているところでございます。</p>	<p>高校教育課</p>
<p>(十三) 格差対策について 併せて高校は、一斉メール送信や個別の対応で学年末及び新学期に向けての学習指導、進路未決定の卒業生への指導、カウンセリングなど指導を行うよう、9日に通知をしておりますが、インターネットで課題も示しているところもありまして、インターネットの環境のない生徒は、本当にいないのでしょうか。いるわけですよ。そうすると、全ての生徒に格差なく、平等かつ個別に在宅学習や指導を行うことができるかと本気でお考えになっているのか、疑わしいものがあるものですから、本当に平等な対応と言えるのか、併せて伺います。</p> <p>(意見) 格差がなくということですが、親御さんの就業状況や家庭の経済状況等でですね、対応がやっぱり違うので、格差が出るという心配の声がありますので、そこにしっかりと配慮していただきたいと思います。</p>	<p>(高校教育課長) 次に個別の対応についてでございますが、各学校においては、生徒への学習指導や進路未決定の卒業生に対する指導として、生徒の状況に応じて、家庭訪問や来校指導を実施し、電話やウェブページを活用して連絡することや、郵送による学習課題の提供などを行っているほか、分散登校の機会を活用して、生徒の指導に当たっているところでございます。</p> <p>道教委としては、本道の高校生や保護者への対応に差がなく、不安が生じないように、国や道の動向をきめ細かく収集し、生徒が安心して臨時休業中に家庭で過ごせるよう、各学校に指導助言してまいります。</p>	<p>高校教育課</p>
<p>(十四) 登校許可の判断について 最後に時間がなくなっていますので、教育長にまとめて伺いたいと思います。 道教委は、一斉休校の要請をしながら、登校の判断は、市町村教委と学校あてに、所管の学校規模や通学の状況を踏まえ、各学校判断とするとして、11日に通知を出していますけど、あまりにも無責</p>	<p>(教育長) まず1点目の高校の分散登校の実施についてでございますが、3月11日発出の事務連絡は、高校の16日からの分散登校の実施例を示したものでありまして、地域や学校規模等により状況が異なるため、校長の裁量を一定程度配慮したものでございます。</p>	<p>高校教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>任ではないかと考えますけど、その点伺います。</p> <p>(十五) 未履修対策と欠席扱いについて          高校の未履修に対する対応、小学校・中学校の授業数の確保等に関し、夏休みや冬休みが短くなることへの不安が広がっています。どう対応するのか、伺います。</p> <p>(十六) 登校再開への準備等について          そして、最後にですね、子どもたちがストレスがたまったり、体調不良の子どもたちがおります。長期にわたって通常の学校生活を過ごすことができなかった子どものストレス緩和は重要と考えております。不安を解消し、円滑な進級・入学を迎えるために、道教委はどのようなことが必要と考え、どのように対応するのか。就学援助、高等学校就学支援金、給付金、特別支援教育就学奨励費など、所得制限を緩和、ないし、撤廃して対応すべきではないかと考えますので、教育長に伺います。</p>	<p>(教育長)          授業時数の確保についてであります。国の通知では、流行性疾患などによる学級閉鎖等の不測の事態により、標準の授業時数を下回った場合は、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反しないとされているところでございます。</p> <p>また、児童生徒の各学年の課程の修了または、卒業の認定にあたっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう、配慮することとしております。</p> <p>道教委としては、臨時休業に伴い、指導できなかった学習内容については、新学期に進級した学年または進学した学校に確実に引き継がれ、学習内容の補充的な指導や子ども一人一人の状況に応じたきめ細かい指導が行われることが重要であると考えており、今後、各市町村の実情に応じて、必要な指導助言を行ってまいります。</p> <p>(教育長)          最後に、授業再開の準備などについてでございますが、道教委では、臨時休業により、児童生徒の心が不安定になることも予想されますことから、各市町村教育委員会及び学校に対して、分散登校時の観察などによりまして、心とからだの状況を把握し、必要に応じて、スクールカウンセラー等につなげるなどの個別の対応の充実を図り、児童生徒の心のケアに努めるよう指導・助言をしたところであります。</p> <p>また、学校の一斉臨時休業の措置は、児童生徒はもとより、保護者にも影響を与えますことから、小・中・義務教育学校の児童生徒への就学援助事業、特別支援学校の児童生徒への就学奨励事業、高等学校の生徒への奨学給付金等につきまして、支給要件の緩和や単価の増額を含め、十分な財政措置を行うよう、全国都道府県教育長協議会と連携して国に要望したところであり、今後とも、児童生徒や保護者への影響を十分に考慮し、国の動きを注視しつつ、適切に対応してまいりますのでございます。以上です。</p>	<p>義務教育課          高校教育課</p> <p>高校教育課          義務教育課          特別支援教育課          生徒指導・          学校安全課</p>